

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年1月10日に実施した総務局の財務監査及び行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年2月16日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 財務監査対象事務

委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

平成29年8月9日から平成30年1月10日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成30年2月9日

4 財務監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>情報公開課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、保存文書等保管集配業務委託契約の締結日が平成27年6月1日となっていた。</p> <p>相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)では、落札者は書面や口頭などにより落札した旨の通知を受けた日から7日以内に、契約を締結しなければならないとされているが、契約締結日は落札者が落札した旨を知った、平成27年5月22日(入札・落札決定日)の10日後となっていた。</p> <p>情報公開課の契約事務に関しては、前回(平成26年5月)の定期監査において、契約書類に記載誤りが散見されたことから注意事項としたところ、複数職員での確認作業をより徹底し、契約事務の重要性を再認識するとともに意識啓発を行い再発防止に取り組む旨の報告を得ていたが、今回の監査においても不適正な事例が見られたことは遺憾である。</p> <p>今後、契約事務の執行に当たって</p>	<p>平成29年8月9日から平成30年1月10日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>前回の定期監査においての注意事項を受け、契約課で作成しているチェックリストを基に作成したチェックリストの活用、複数職員での確認作業の徹底など、再発防止に取り組んでおりましたが、再度今回の監査においても不適切な事例があったことは大変重く受け止めております。</p> <p>今回、誤りが生じた原因といたしましては、落札者は書面や口頭などにより落札した旨の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならないことの認識が不足していたことによるものです。</p> <p>契約事務において、再度の誤りを生じたことから、契約日に係る確認項目を現在使用しているチェックリストに追加することに加え、「契約事務の手引</p>

は、改めてその重要性を認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【総務部情報公開課】

き」、契約に関する通知、事務連絡等を「契約時確認書類綴り」としてまとめ、契約の起案、決裁に当たり常に参照することとし、必要事項の把握、適切な契約事務の徹底を図るよう、チェックする体制を強化することとしました。

また、課内会議において、改善した内容の周知徹底を図るとともに、契約事務の適正な執行の重要性について意識啓発を行いました。

今後につきましては、新たに発出される契約に関する庁内通知や、他所属に対する監査の内容について随時更新した「契約時確認書類綴り」の常時参照及び複数職員によるチェックリストによる確認を徹底することといたしました。

また、課内会議等の場で、契約事務に関する意識啓発と、注意すべき事項の確認を行い、全ての課員が等しく契約事務に対する高い意識と知識を持つことができるようにし、適正な事務執行に取り組んでまいります。

【総務部情報公開課】

1 行政監査対象事務

職員研修について

2 監査の日程

平成29年8月9日から平成30年1月10日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成30年2月9日

4 行政監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>今回の監査において実施した、職員研修に係る職員意識調査において、受講する研修の予定を把握している職員は、およそ3人に1人となっていた。また、業務を遂行していく上で研修が必要であると感じている職員が大半を占めている一方、職場研修及び研修所研修のいずれにおいても、必要とする研修を「受講できている」と回答した職員は半数にとどまっており、受講できない理由として職場環境を挙げる職員が多く見られた。</p> <p>職員研修規程では、第4条で総務部長が研修実施計画を策定し、各所属長に通知すること、第9条で各所属長が職場研修等への参加について適切な措置を講ずることが定められている。</p> <p>職員一人ひとりが、研修を通じて自分の職位に応じた役割と職種ごとに必要な専門的知識・能力を習得し研鑽に努めることが、多様化する市民のニーズに応えて施策を展開していく上で必要不可欠である。今後もより多くの職</p>	<p>平成29年8月9日から平成30年1月10日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>職員研修計画については、総務部長決裁後、相模原市職員ポータルサイトの全庁掲示を活用し全職員への周知を図っておりましたが、一定期間後に削除されてしまうことから、今後につきましては、統合文書システムにより全所属長へ送付することといたしました。併せまして、平成29年9月に開設した職員研修所ポータルを活用し、職員がいつでも年間の研修予定等を閲覧することができるよう掲載し、周知の徹底を図るとともに、相模原市人材育成基本方針や職員研修計画、研修所研修に関する情報のほか、各局等の職場研修の案内や実施結果等を掲載し、研修関係情報の積極的な発信に努めてまいります。</p>

員が研修に関する情報を得られるよう、研修実施計画等の周知に努めるとともに、各職場において、研修を受講しやすい職場環境の醸成に努められたい。

【総務部職員課職員研修所】

【健康福祉局健康福祉総務室】

【都市建設局技術監理課】

また、職場環境の改善や人材育成の重要性について認識を深めることを目的とし、平成29年度から主査級以上の階層研修において体系立てたマネジメント研修を実施しておりますが、更なる取組として、職場のOJTを推進する研修を実施することといたしました。このような取組を進めることで、職場のサポート体制の構築等、研修に参加しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

職員研修所においては、今後も若手職員の重点的育成や女性の活躍推進をはじめとした研修所研修の適切な実施に努めるとともに、各局・部等との連携を更に強化し、社会福祉職や土木職等、各種専門職の研修等について情報共有ができるよう取組を進め、充実した職場研修が実施できるよう支援に努めてまいります。

また、健康福祉総務室、技術監理課においては、職場研修の実施に当たり職員研修所と更に連携を図り、職員研修所ポータルを活用した情報共有、研修結果報告の発信を行うなど、引き続き専門的知識・能力の習得・向上に向けて内容の充実を図るとともに、研修を受けやすい職場環境づくりについて、より一層の取組を図ってまいります。

【総務部職員課職員研修所】

【健康福祉局健康福祉総務室】

【都市建設局技術監理課】